

栗東市小規模事業者 事業継続応援給付金 【申請の手引き】

令和2年7月

■目的■

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少している市内の小規模事業者に対し事業の継続を下支えするため、緊急支援として事業継続のための給付金を給付するものです。



■給付金額■

15万円+5万円（地代家賃ありの方上乗せ）=最大20万円

※国の「持続化給付金」と重複して受給が可能、1事業者1回限り

※地代家賃ありの方上乗せについては、次の表のとおり、給付対象者と店舗等の所有者が2親等以内の親族である方などは対象外となります。

店舗等の所有者区分	給付対象者区分	要件
法人	個人	①給付対象者と店舗等を所有する法人（以下「所有法人」）の役員又は発起人が生計を一としている者。 ②給付対象者と所有法人の役員又は発起人が2親等以内の親族である者。
	法人	①給付対象者である法人の代表者と所有法人の役員又は発起人が生計を一としている者。 ②給付対象者である法人の代表者と所有法人の役員又は発起人が2親等以内の親族である者。
個人	個人	①給付対象者と店舗等の所有者が生計を一としている者。 ②給付対象者と店舗等の所有者が2親等以内の親族である者。
	法人	①給付対象者である法人の代表者と店舗等の所有者が生計を一としている者。 ②給付対象者である法人の代表者と店舗等の所有者が2親等以内の親族である者。

■対象者■

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する者で、次の①から④のいずれにも該当し、かつ、⑤または⑥を満たす小規模事業者が対象となります。

No.	対象者要件
①	市内に事業所を有する個人事業主または、市内に本店を有する法人である者（いずれもフランチャイズ店は対象外となります）
②	個人：所轄税務署長に開業届を提出し、確定申告をしていること 法人：所轄税務署長に法人設立届出書を提出し、確定申告をしていること ※初回の確定申告期限が到来していない小規模事業者においては、例外となります。
③	令和2年2月1日以前から市内で継続して事業を行っていること
④	給付金の受領後も事業活動を継続する意欲がある者
⑤	新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2年2月から6月までのうち、任意の3か月の事業の売上額の合計が、前年同月3か月の売上額と比較して30%以上減少（小数点第2位切り捨て）していること

⑥	<p>次のアまたはイに掲げる区分に該当するときは、それぞれ当該ア又はイに規定する額と令和2年の売上額の合計を比較する</p> <p>ア. 比較する対象の前年同月の3箇月の初日において開業していなかった場合 開業月を含まない令和2年1月までの売上額の月平均に3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額となります。）</p> <p>イ. 令和2年1月以前の事業期間が3箇月に満たない場合 開業日から令和2年1月31日までの期間における事業収入の合計額を当該期間の日数で除した額に対象期間の日数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額となります。）</p>
---	---

【小規模事業者の定義について】

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援法）」に定義された「小規模事業者」のことで、個人で事業を営む個人事業主も対象となります。条件として従業員数の上限があります。

製造業・その他	商業・サービス業	サービス業のうち宿泊業・娯楽業
従業員数20人以下	従業員数5人以下	従業員数20人以下

※「製造業・その他」とは建設業、運輸業・郵便業などが該当します。

「商業・サービス業」とは卸売業・小売業、飲食業などが該当します。

詳細については栗東市商工会の専用のホームページの中小企業基本法上の類型（第13回改訂）をご覧ください。

※従業員数については、常時使用する従業員の数で、パートやアルバイトなど期間を限定して採用している従業員は原則、含みません。また、会社役員や個人事業主も含みません。

【対象者の範囲】

対 象	個人事業主・会社および会社に準ずる営利法人
対象外	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合、宗教上の組織もしくは団体、政治団体、性風俗関連特殊営業等を行う事業者

■申請期間・方法■

令和2年7月15日（水）～令和2年9月30日（水）

申請書等（栗東市商工会専用ホームページからダウンロード）に必要事項を記入し、添付資料とともに、**原則、郵送（「レターパック」や「簡易書留」、「特定記録郵便」など、記録の残る方法で送付してください）**で申請してください。なお、送料は申請者負担となります。**9月30日（水）の消印有効です。**



■提出書類■

法人の場合

No.	提出書類
①	栗東市小規模事業者事業継続応援給付金給付申請書兼請求書（別記様式第1号）
②	直近の確定申告書別表一【写し】と法人事業概況説明書【写し】（税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの） ※原則、売上高は令和元（2019）年度分の法人事業概況説明書【写し】を提出してください。 ※開業間もないことから確定申告を提出する義務がない場合、令和元（2019）年分の対象月の売上台帳等（任意様式）を提出してください。
③	令和2（2020）年分の対象月の売上台帳等（任意様式）
④	市内の事業所、事務所等の所在が確認できる資料【写し】（登記事項証明書、法人設立届出書（税務署の受付のあるもの）、所在地証明書（市税務課発行）等）
⑤	誓約書（①の裏面）
⑥	市税の完納証明書【原本】（市税務課発行。申請の1か月以内に発行されたもので市税について未納のないこと）
⑦	振込先口座の通帳【写し】（表紙の裏で口座番号や支店名などが記載されているページ）
⑧	地代家賃の支払いがある場合は、賃貸借契約書と直近の支払いを証する書類【写し】 ※賃貸借契約書の写し等を提出できない場合は、地代家賃支払証明書（ホームページに任意様式あり）を提出してください。
⑨	開業日が確認できる資料【写し】（登記事項証明書、法人設立届出書等（税務署の受付のあるもの）（売上高の前年同月比較ができない方のみ））

個人の場合

No.	提出書類
①	栗東市小規模事業者事業継続応援給付金給付申請書兼請求書（様式第1号）
②	青色申告者の方
	ア 令和元（2019）年分の確定申告書B第一表の控え【写し】
	イ 所得税青色申告決算書（両面）【写し】
	白色申告者の方
	ウ 令和元（2019）年分の確定申告書B第一表の控え【写し】
エ 白色収支内訳書（表面）【写し】	
	※原則、アからエの全て、管轄税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるものを提出してください。 ※管轄税務署の受付印又は電子申告の受信通知のある確定申告書【写し】がない方は、納税証明書（その2）【写し】（税務署発行）と確定申告書【写し】を提出してください。 ※事業収入がある方で確定申告を提出していない場合は、市民税・県民税申告書【写し】（市税務課受付）を提出してください。 ※開業間もないことから確定申告を提出する義務がない場合、令和元（2019）年分の対象月の売上台帳等（任意様式）を提出してください。
③	令和2（2020）年分の対象月の売上台帳等（任意様式）
④	市内の事業所、事務所等の所在が確認できる資料【写し】（確定申告書、開業届出書等）
⑤	誓約書（①の裏面）
⑥	市税の完納証明書【原本】（市税務課発行。申請の1か月以内に発行されたもので市税について未納のないこと）
⑦	振込先口座の通帳【写し】（表紙の裏で口座番号や支店名などが記載されているページ）
⑧	地代家賃の支払いがある場合は、賃貸借契約書と直近の支払いを証する書類【写し】 ※賃貸借契約書の写し等を提出できない場合は、地代家賃支払証明書（ホームページに任意様式あり）を提出してください。
⑨	開業日が確認できる資料【写し】（開業届出書（売上高の前年同月比較ができない方のみ））
⑩	本人確認書類【写し】（パスポート、運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）

※提出書類は返却しません。コピーを各自でご準備ください。

■申請手順■

【1】対象者に該当するか確認します。
詳細は2ページを参照してください。

【2】提出書類を用意します。

①栗東市小規模事業者事業継続応援給付金給付申請書兼請求書（別記様式第1号）を記入します。**必須**

※記入例を参考に記入してください。なお、エクセルデータに入力する場合は、売上の合計は自動計算されます。

②・③直近の法人事業概況説明書【写し】、確定申告書【写し】、売上台帳等を用意してください。**必須**

法人の場合

- ・確定申告書別表一【写し】と法人事業概況説明書【写し】（令和元年度分売上）

確定申告書別表一

表面

事業内容を把握できます。

裏面

月別の売上高と年間の売上高を把握できます。

- ・売上台帳等【写し】（令和2年分売上）

株式会社●●
自 2020年●月度
至 2020年●月度
【損益計算書】

合計残高計算表

勘定科目	繰越	借方金額	貸方金額	残高	
《経常損益の部》					
[営業損益の部]					
【売上高】					
売上高	1,000,000	0	500,000	1,500,000	100.00
売上高計	1,000,000	0	500,000	1,500,000	100.00
【売上原価】					

毎月の売上台帳の「売上高」を記入してください。
この場合、
500,000-0=500,000
が月の売上高となります。

個人の場合

- ・確定申告書Bの第一表【写し】（令和元年分売上）

令和01年分の確定申告書B (FA0125)

年間の売上高を把握できます。

業種を把握できます。

- ・所得税青色申告決算書（両面）又は白色収支内訳書（表面）【写し】（令和元年分売上）

所得税青色申告決算書（表面）

令和01年分所得税青色申告決算書（一般用） (FA0203)

事業所所在地を把握できます。

業種を把握できます。

年間売上高を把握できます。

・売上台帳等【写し】（令和2年分売上）

勘定科目	繰越	借方金額	貸方金額	残高	
《経常損益の部》					
[営業損益の部]					
【売上高】					
売上高	1,000,000	0	500,000	1,500,000	100.00
売上高計	1,000,000	0	500,000	1,500,000	100.00
【売上原価】					

毎月の売上台帳の「売上高」を記入してください。この場合、 $500,000 - 0 = 500,000$ が月の売上高となります。

④市内の事業所、事務所等の所在が確認できる資料【写し】を用意してください。必須

法人の場合→市内にある本店の所在地が明記されたもの。

- ・登記事項証明書、法人設立届出書（税務署の受付のあるもの）、所在地証明書等

個人事業主の場合→市内にある事業所の所在地が明記されたもの

- ・確定申告書、開業届出書等

⑤誓約書（①の事業継続支援金給付申請書兼請求書（別記様式第1号）の裏面）を用意してください。必須

⑥市税の完納証明書【原本】を用意してください。必須

※市税務課発行（申請日の1か月以内に発行されたもの）

⑦振込先口座の通帳【写し】（金融機関名・支店名・口座番号・口座種別・口座名義人の記載があるページ）を用意してください。必須

※申請人名義の口座で、①事業継続支援金給付申請書兼請求書（別記様式第1号）に記入したものと同一振込先の通帳の写しを添付してください。

⑧地代家賃の支払いがある場合は、賃貸借契約書と直近の支払いを証する書類【写し】（地代家賃を支払っている方のみ必須）

※賃貸借契約書を紛失等により準備ができない方は地代家賃支払証明書（任意様式）を提出してください。直近の支払いを証する書類は、支払い通帳の写し等を提出してください。

⑨開業日が確認できる資料【写し】（売上高の前年同月比の比較ができない方のみ必須）

法人の場合

- ・登記事項証明書、法人設立届出書（税務署の受付のあるもの）等

個人事業主の場合

- ・開業届出書

⑩本人確認書類【写し】（パスポート、運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）を用意してください（個人事業主のみ必須）。

【3】下記の申請先に郵送してください。

〒520-3047

栗東市手原三丁目1-25

栗東市商工会宛

【栗東市小規模事業者事業継続応援給付金】申請書類在中

■ 給付の流れ ■



① 給付申請兼請求

栗東市小規模事業者事業継続応援給付金給付申請書兼請求書（別記様式第1号）に必要な事項を記入し、添付資料とともに**原則、郵送**で栗東市商工会に**9月30日（水）まで（消印有効）**に申請します（「レターパック」や「簡易書留」、「特定記録郵便」など、記録の残る方法で送付してください）。なお、送料は申請者負担となります。

②・③ 申請・審査内容の報告と給付金給付決定

給付申請書兼請求書の受理後に内容を審査し、事業者へ給付決定を行います。

④ 給付金振込

③から2～3週間後に指定の口座に給付金の振り込みを行う予定です。

■ 申請・問い合わせ先 ■

栗東市商工会（申請先はこちら）

〒520-3047 栗東市手原三丁目1-25

Tel：077-552-0661 Fax：077-553-5263

問い合わせ時間：月曜～金曜 8:30～17:15／祝祭日除く

栗東市商工観光労政課

〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号

Tel：077-551-0236 Fax：077-551-0148

問い合わせ時間：月曜～金曜 8:30～17:15／祝祭日除く

